

判決年月日	平成17年11月10日	担 当 部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成17年(行ケ)第10125号		
特許出願に係る発明に進歩性がないとした審決の判断に誤りがあるとして審決を取り消した事例			

(関連条文) 特許法29条2項, 49条

本件は、名称を「情報記録システム並びにその情報記録システムに使用される記録装置及び記録担体」とする発明につき特許出願をした原告が、特許庁から拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判請求をしたところ、特許庁が同請求は成り立たないとの審決をしたことから、原告がその取消しを求めた事案である。

審決の理由の要旨は、本願発明(上記特許出願に係る発明)は、引用例に記載された発明及び周知例に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたから、特許法29条2項により特許を受けることができないとして、本願発明の進歩性を否定したものである。

本判決は、「審決は周知技術の認定を誤り(取消事由1)、引用発明に周知例の技術を適用できるとした判断を誤った(取消事由2)ものであり、これらの誤りはいずれも審決の結論に影響を及ぼすものであるから、審決は取消しを免れない。」と判示し、本願発明の進歩性を否定した審決の判断に誤りがあるとして、原告の請求を認容した。